



平成25年7月23日
国土交通省

都市計画法施行令の一部を改正する政令について

標記政令につきまして、本日閣議決定されましたので、その関係資料を公表いたします。

1. 背景

「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」が閣議決定（平成25年3月12日）されたことに伴い、都市計画法施行令について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

都市計画法施行令第3条においては、都市計画法第7条第1項に基づき、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域の全部又は一部を含む都市計画区域について、区域区分を定めることが義務付けられているところ、今般、指定都市の区域の一部を含む都市計画区域であって、その区域内の人口が50万未満であるものについて、区域区分を定めなくてもよいこととする。

3. 今後のスケジュール

公布・施行 平成25年7月26日（金）

【問い合わせ先】

国土交通省都市局都市計画課 高橋、伏原、村田、米倉

連絡先：03-5253-8111（内線32-694）